

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年5月2日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 若者の地元就職・定着促進のための戦略的プロモーション業務委託
- (2) 業務内容 若者の地元就職・定着促進のための戦略的プロモーション業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月 31 日まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 9,950,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

なお、提案者から直接業務を委託し、又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）がある場合は、(9)の要件については提案者又は協力企業のいずれかが満たすこと。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「広報・宣伝・広告」の業種で登録があり、かつ地域区分が市内、認定市内又は準市内として登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年 11 月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 他の提案者の協力企業でないこと（協力企業が、他の提案者の協力企業になることは可能とする。）。

- (9) 令和2年4月から令和7年3月末までに完了した業務で、本業務と同種業務(若年層を主な対象とした国、地方自治体又は企業・団体等のプロモーションに関する業務又はそれに類する業務)の実績が1件以上ある者であること。

3 説明書等の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次の通り、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に長崎市経済産業部産業雇用政策課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和7年6月23日(月)まで(長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで

(2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14階

長崎市経済産業部産業雇用政策課(電話:095-829-1313)

4 参加表明の手続き

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)

イ 担当者連絡先(様式ア)

ウ 業務等実績調書(様式ウ)

令和2年4月から令和7年3月末までに完了した同種業務の受託実績について記載するとともに、当該業務の内容が確認できる書類(契約書、仕様書等の写しなど)を添付すること。

(2) 提出期限

令和7年5月19日(月)午後5時30分必着(提出期限内に上記3(2)の場所に到達していること。)

(3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法による。なお、電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月23日(金)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式ク)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信

すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年5月23日(金)午後5時30分まで 必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部産業雇用政策課

E-Mail : koyo@city.nagasaki.lg.jp

FAX : 095-829-1151

(4) 質問に対する回答

令和7年5月26日(月)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ケ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書7(1)の通り

(2) 提出期限

令和7年6月24日(火)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3) 提出方法

紙(2部)…持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法による。

データ …データ持参、電子メール。持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)その他宅配の方法による。

8 ヒアリング

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が5社を超える場合は、特定審査委員会に置いてあらかじめ定めた選定基準に基づく1次審査を実施し、5社に絞り込んだ上でヒアリング(説明及び質疑応答)を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が5者を超える場合であっても、市長が5者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) 実施予定日

令和7年6月30日(月)

※詳細は別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。

(3) 出席者

2人以内とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及び投影機は本市で用意する。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

9 受託者の決定

(1) 提出された議案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績 ※	業務等実績調書 (様式ウ)	令和2年4月から令和7年3月末までに完了した業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいかを総合的に評価する。 ※同種業務とは、若年層を主な対象とした国、地方自治体又は企業・団体等のプロモーションに関する業務又はそれに類する業務をいう。 5点：同種業務の実績(内容・成果)が5件以上ある 3点：同種業務の実績(内容・成果)が2件以上5件未満ある 1点：同種業務の実績(内容・成果)が1件ある	5
	実施体制	組織調書 (様式イ)	業務に応じた担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できるかを総合的に評価する。 5点：担当者の配置や構成が明確であり、迅速・柔軟に対応できる 3点：担当者の配置や構成は明確である 0点：担当者の配置や構成が明確でない	5
担当者評価	主任担当者及び担当者 同種業務の実績 ※	配置予定者調書 (様式エ)	主任担当者及び担当者の同種業務実績がどの程度あるかを評価する。 5点：主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が5件以上ある 4点：主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が4件ある 3点：主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が3件ある 2点：主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が2件ある 1点：主任担当者及び担当者1名以上に同種業務実績が1件ある 0点：主任担当者又は担当者全員に同種業務実績がない	5
実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針 (様式カ)	本業務の目的、内容の理解度を評価する。 10点：本業務の目的、内容を十分に理解している 5点：本業務の目的、内容を理解している 0点：本業務の目的、内容の理解が不十分である	10
	業務手順	業務等の実施手法 (様式キ)	(1)業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、(2)業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 5点：(1)、(2)のいずれにも該当する場合 3点：(1)、(2)のいずれかが該当しない場合 0点：(1)、(2)のいずれにも該当しない場合	5
提案内容評価	プロモーションの戦略立案	企画力	これまでのプロモーションにおける課題を明確にし、具体的な改善策のある提案であるかを評価する。 10点：非常に優れている 8点：優れている 6点：標準的である 4点：やや劣っている 0点：非常に劣っている	10
			根拠等に基づき、ターゲットの思考やニーズ等を把握し、そこにマッチする提案であるかを評価する。 10点：非常に優れている 8点：優れている 6点：標準的である 4点：やや劣っている 0点：非常に劣っている	10
	情報発信	拡散力	情報の認知、拡散が期待できる提案であるかを評価する。 10点：非常に優れている 8点：優れている 6点：標準的である 4点：やや劣っている 0点：非常に劣っている	10
		訴求力	SNS等の特徴を理解したうえで、前項のプロモーション戦略に基づき、長崎で働く魅力や企業の強みをPRできる提案であるかを評価する。 10点：非常に優れている 8点：優れている 6点：標準的である 4点：やや劣っている 0点：非常に劣っている	10
	自由提案	新規性 独創性	業務目的を達成するための効果的なプロモーションまたは業務全体のPRにつながり、提案事業者のノウハウや知識、経験などを生かした創意工夫が見られ、新規性や独創性の高い提案であるかを評価する。 20点：非常に優れている 16点：優れている 12点：標準的である 8点：やや劣っている 0点：非常に劣っている	20
参考見積	業務コストの 妥当性 ※	参考見積書 (様式オ)	業務コストの妥当性について評価する。 配点×最低見積額÷見積額(小数点切り捨て)	10
合計				100

●「※」の評価項目はヒアリング前に事務局にて審査する。

●合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。

●「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

氏名	役職名
大賀 史郎 (委員長)	経済産業部 部長
中道 大介 (職務代理者)	経済産業部 産業雇用政策課 課長
林 太郎	経済産業部 新産業推進課 課長
吉田 涼子	経済産業部 商業振興課 課長
井川 修平	企画政策部 長崎創生推進室 室長
末次 哲朗	企画政策部 広報広聴課 課長

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年7月1日(火)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴収している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴収する。

10 契約書の作成の要否 要

11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成13年長崎市条例第28号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
 - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 14 階

長崎市経済産業部産業雇用政策課

電話 095-829-1313

E-Mail koyo@city.nagasaki.lg.jp

FAX 095-829-1151